

公益財団法人愛媛県消防協会職員の級別、職務区分及び昇給、昇格等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）定款第45条第2項に規定する事務局長及び職員（以下「職員」という。）の級別、職務区分及び昇給、昇格等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外)

第2条 前条に定める職員について、嘱託又は臨時的に雇用された職員及び協会又は愛媛県若しくは愛媛県下の各市町（一部事務組合を含む。）を退職した後、協会に雇用された職員には適用しない。

(区分)

第3条 職員の級別、職務区分及び昇給、昇格については、次のとおりとする。

職務の級	職名	職務の区分	級・号給の 範 囲	必要在級 年 数	備 考
1級	主事	定例的な業務 を行う職務	1級5号給～		
2級	主任	高度の知識又 は経験を必要 とする業務を 行う職務	2級1号給～	8年	1級の必要在級年 数については、修 学年数調整を行う ことができる。
3級	主幹	特に高度な知 識又は経験を 必要とする業 務を行う職務	3級5号給～	8年	
4級	次長 又は 主幹	管理監督的地 位にある次長 又はこれに相 当する職務	4級9号給～	8年	
5級	局長 又は 次長	管理監督的地 位にある局長 又はこれに相 当する職務	5級21号給～	8年	

(必要在級年数は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示す。)

(昇給)

第4条 職員の昇給については、昇給前1年間の当該職員の勤務成績に基づき、次の各号に定める昇給区分に応じて会長が決定する。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 4号給
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 3号給
- (3) 勤務成績が良好である職員 2号給
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 1号給
- (5) 勤務成績が良好でない職員 0号給

2 前項に規定する昇給号給は、協会の予算の範囲を超えて実施することはできないものとし、予算の範囲内であっても厳正に実施しなければならない。

(昇給日)

第5条 職員の昇給日は、毎年4月1日とする。

(その他)

第6条 この規則に定めのない事項については、必要の都度会長が決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 愛媛県消防協会職員の級別、職務区分並びに昇給、昇格等に関する規則は、廃止する。